

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 京都議定書の森林吸収量目標を達成するため、平成20年に間伐等特措法を制定、平成25年に改正・延長し、令和2(2020)年度までに実施される、①間伐、再造林等の森林整備、②成長に優れた樹木(特定母樹)の増殖を推進。
- パリ協定に基づく我が国の森林吸収量目標(令和12(2030)年度に2.0%削減)の達成のためには、引き続き、間伐、再造林等の森林整備の推進が必要。
- さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、生産が本格化しつつある特定母樹から育成された苗木を用いた再造林を促進し、森林吸収量の最大化を図ることが重要。

法律案の概要

現行法による支援措置の延長

- 現行法に基づく以下の支援措置の期限を令和12(2030)年度まで10年間延長。
 - ① 市町村が策定する「特定間伐等促進計画」に基づく間伐等の実施に対する
 - ・法定交付金(美しい森林づくり基盤整備交付金)の交付 (第6条)
 - ・森林整備事業の地方負担分に係る地方債の起債の特例 等 (第7条・第8条)
 - ② 特定母樹の増殖を行う民間事業者等に対する
 - ・林業・木材産業改善資金の償還期間の延長の特例 等 (第11条～第13条)

再造林を促進する措置の創設

- 特定母樹から育成された苗木(特定苗木)を積極的に用いた再造林を計画的かつ効率的に推進するため、都道府県知事が、
 - ① 自然的社会的条件からみて植栽に適した区域(特定植栽促進区域)を指定 (第4条第3項)
 - ② 区域内で特定苗木の植栽を実施しようとする林業事業者等が作成する計画(特定植栽事業計画)を認定 (第14条第1項)
 - ③ 計画の認定を受けた者に対し、林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講じる (第16条・第17条)
- 制度を創設。

<特定植栽促進区域と特定植栽事業計画のイメージ>

■ 特定植栽促進区域

自然的・社会的条件の良い(森林の土地の生産力が高い、林道からの距離が近い等)森林を知事が一体的に指定。



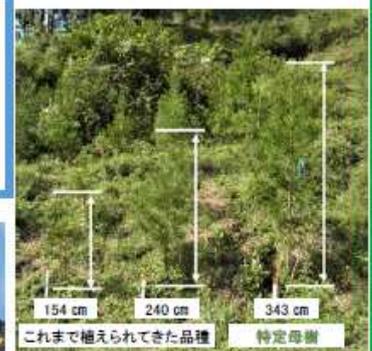
■ 特定植栽事業計画

事業計画に基づく金融面での特例措置により、林業機械の導入等による効率的な再造林を支援。



<特定母樹の成長>

(植栽後3年の比較)



施行期日

- 令和3年4月1日